

議案第 36 号

勝山市手数料条例の一部改正について

勝山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の法改正の施行に伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務が市への委託事務とされたため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市手数料条例の一部を改正する条例

勝山市手数料条例(平成12年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分	手数料の名称	単位	金額	区分	手数料の名称	単位	金額
個人番号	(1) 個人番号カード再交付手数料	1枚	800円	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。